

# 業務指示書

## ベトナム国流域水環境管理能力向上プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年10月28日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月2日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：流域水質汚染対策・管理にかかる各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/流域環境管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：流域水環境管理政策・制度にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水質モニタリング及びシミュレーションモデル解析】

- 1) 類似業務の経験：水質モニタリング及びシミュレーションモデル解析にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 汚染源インベントリー（PSI）及びインスペクション技術】

- 1) 類似業務の経験：汚染源インベントリー（PSI）及びインスペクション技術に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年11月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
1. 再委託業務：既存情報のレビュー、小流域区分の提示、汚濁負荷量原単位の設定、小流域区分毎の負荷量の計算等の基礎的情報の収集計算、汚染源インベントリーフォーマット作成、主要汚染源の選定と抽出、汚染源データの収集及び入力、データベースの構築、GISを用いた汚染源のマッピング等の基礎的情報収集及び整理、啓発・広報活動(それぞれ再委託しない場合、関連する直接人件費、その他原価、一般管理費等除く) 2. 本邦研修経費、現地スタディーツアー、業務用機材費(それぞれ関連する直接人件費、その他原価、一般管理費等除く)
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
- なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(VND1 = 0.0054 円, US\$1 = 119.77 円, EUR1 = 134.67 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：11月24日(火) ～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/流域環境管理  
水質モニタリング及びシミュレーションモデル解析  
汚染源インベントリー (PSI) 及びインスペクション技術

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

40.00 M/M

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年12月4日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
ベトナム国流域水環境管理能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/流域環境管理	(24.00)	( 9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力：水質モニタリング及びシミュレーションモデル解析	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：汚染源インベントリー（PSI）及びインスペクション技術	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

ベトナムでは飛躍的な経済成長に伴う工業化・都市化により、汚染排水量が増加している。例としてドンナイ川流域では、2020年には450万m<sup>3</sup>/日、2040年には700万m<sup>3</sup>/日に増加することが見込まれている。適切な施設整備や維持管理が不十分なこともあり、そのために水環境汚染が深刻になっている。

こうした背景のもと、ベトナムでは、2003年に定めた「国家環境保全戦略(旧戦略)」を2012年に再編し、2020年までの目標として定めた(新戦略)。新戦略では、旧戦略の総括を行い、これまでに天然資源環境省(Ministry of Natural Resources and Environment: 以下 MONRE)の設立や法整備等、環境保全に向けた制度構築が行われた一方で、実際の汚染状況は悪化していることを述べ、環境保全に向けた国家的取り組みが重要とし、4つの重要な戦略の一つとして「汚染源対策及び汚染管理」を挙げている。また、2006～2007年にはベトナムにおける三大重点流域である北経済水域、ヌエダイ川流域、及びドンナイ川流域の開発と管理にかかる計画が策定・承認されている。

これらの戦略や計画を踏まえて、MONREは2014年に環境保護法(Law on Environmental Protection No. 55/2014/QH13)を改正し、同法の中で流域環境管理をMONREの役割として規定した。水環境汚染対策を強化するための法律制定や制度設計等の面では大きな進展が図られているが、こうした新たな規定及び制度に基づく実際の施策運営の面では課題を抱えており、更なる検討が必要である。併せて、ベトナムでは、水資源保全の観点から、水環境管理(水質を主体とする管理)に加えて治水や利水も含めた統合水資源管理(水量も含めた水資源の総合的な管理)を目指しており、2013年には水資源法を制定している。このため、統合水資源管理に向けた段階的な取り組みとして、MONREがベトナムの国内全流域において地域的な水環境管理を推進することが求められているが、実際には主要河川での流域管理委員会の設置や、地域レベルでの試行的取り組みにとどまっている。また、地方省で環境管理を行う役割を担う天然資源環境局(Department of Natural Resources and Environment: 以下 DONRE)には、人員、人材、予算、適切な環境管理に必要な経験、技術力が不足しており、水環境管理行政を執行していく上での体制強化が求められている。

JICAはベトナムにおいて開発調査「河川流域水環境管理調査」(2008年～2010年)、技術協力プロジェクト「全国水環境管理能力向上プロジェクト」(2010～2013年)を実施し、これらの協力を通じてベトナム行政機関の環境モニタリングや汚染源の監督検査に関する基礎的な能力は強化された。しかし地方省間の連携協力による流域単位での水環境管理に必要な組織体制や政策実施能力が不足していることから、ベトナム政府より新規の技術支援要請が提出された。同要請を受けてJICAは2014年7～8月及び同年12月～2015年6月にかけて詳細計画策定調査を実施し、2015年8月24日に協議議事録(R/D)を締結した。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

流域水環境管理能力向上プロジェクト

## (2) 上位目標

MONRE/VEA (ベトナム環境総局: Vietnamese Environment Administration) と DONRE による実施能力が強化され、モデル流域以外に流域水環境管理システムが導入される準備が整う。

## (3) プロジェクト目標

流域水環境管理に関する MONRE/VEA の政策策定・実施能力、及びモデル流域内の対象地方省の DONRE による政策実施能力が向上する。

## (4) 期待される成果

### 成果 1:

流域水環境管理に関する法的文書の策定と執行に関する MONRE/VEA と対象 DONRE の能力が強化され、MONRE/VEA による流域水環境管理メカニズムの制度化の基盤が整備される。

成果 2: パイロットプロジェクトの実施を通じて、MONRE/VEA ならびに対象 DONRE の流域水環境管理に関する行政執行能力が強化される。

成果 3: 成果 1 と成果 2 の成果をベースとして、流域水環境管理改善のためのロードマップが作成され、MONRE/VEA による統合流域水資源管理導入に向けた体制案が作成される。

## (5) 活動の概要

### 【成果 1 に係る活動】

- 1-1 現在の流域水環境管理にかかる法制度及び実施状況のレビューを行い、課題及び法制度の重複等を明確にする。
- 1-2 流域水環境管理にかかる MONRE/VEA の役割、所掌範囲及び他関連機関の所掌範囲を明確にする。
- 1-3 成果 1 に関する技術支援計画を作成し実施する。
- 1-4 流域環境管理にかかる調整メカニズムに関する法文書 (Circular) のドラフト作成を行う。
- 1-5 総汚濁負荷量予測及び総量規制に関する法文書 (Circular) のドラフト作成を行う。
- 1-6 主要排出源インベントリーにかかる法文書 (Circular) のドラフト作成を行う。
- 1-7 流域環境管理にかかる地方省間での情報共有システム及び情報公開制度の法文書 (Circular) のドラフト作成を行う。
- 1-8 公害被害補償制度にかかる法文書 (Circular) のドラフト作成を行う。
- 1-9 公害被害補償制度に関する対応手法および責任行政機関の制度に関する法文書 (Circular) のドラフト作成を行う。
- 1-10 対象流域における MONRE/VEA 及び地方省 DONRE 関係機関に対するドラフト法制度案のガイダンスを行う。

#### 【成果 2 に係る活動】

- 2-1 流域環境管理を実施する上での現状の実施能力調査 (Capacity Assessment) を行い、能力開発 (Capacity Development : 以下 CD) のニーズを把握し、CD にかかる実施事項を計画としてまとめる。
- 2-2 成果 2 に関する技術支援計画を作成し実施する。
- 2-3 対象 2 流域におけるパイロットプロジェクト活動計画を作成し、MONRE/VEA、対象 DONRE 及び JICA 専門家チーム間の役割及び責任範囲を明確にする。
- 2-4 啓発活動を含むパイロットプロジェクト活動を実施する。
- 2-5 対象 2 流域におけるパイロットプロジェクト活動結果について MONRE/VEA 及び DONRE、各関連機関に対して報告を行う。

#### 【成果 3 に係る活動】

- 3-1 プロジェクト活動の結果を踏まえて成果 1 で作成したドラフト法文書 (Circular) への反映を行う。
- 3-2 成果 3 に関する技術支援計画を作成し実施する。
- 3-3 プロジェクトで開発する関連法制度の実施関連機関を明確にし、実施に向けたアクションプランを作成する。
- 3-4 対象流域における流域環境管理システムの全体計画及び当該計画の実施スケジュールを作成する。
- 3-5 流域環境管理システムを踏まえて総合水資源管理に向けたロードマップ案を作成する。
- 3-6 流域環境管理支援のための政策 (資金メカニズム、資源運用及びインセンティブを含む) 案を作成する。
- 3-7 成果 1 で作成した法文書案 (Circular) の正式な法制度化の支援を行う。
- 3-8 成果 3 にかかる成果について関連機関への共有を行う。

#### (6) 対象地域

ハノイ (MONRE 本省)

カウ川流域 (タイグエン省、バクザン省、バクニン省)、

ドンナイ川流域 (ホーチミン市、ドンナイ省、ビンズオン省、バリア・ブントウ省)

なおバリア・ブントウ省については、ドンナイ川の主流域に隣接するチーバイ川の流域に該当し、後述するパイロットプロジェクト活動対象地域には含まれていないが、ドンナイ川流域水環境管理メカニズムに参画予定であることから、同メカニズム構築に関連する活動についてオブザーバーとしての参加を予定している。

#### (7) 関係官庁・機関

MONRE/VEA の廃棄物管理環境改善局 (Department of Waste management and Environmental Improvement: WENID) 及び環境科学研究所 (Institute of Environment and Science: ESI)

カウ川流域及びドンナイ川流域内の地方省 (6 省 1 市) の DONRE

### 3. 業務の目的

ベトナム「流域水環境管理能力向上プロジェクト」に関し、2015 年 8 月 24 日に JICA

がベトナム天然環境資源省（MONRE）と締結した R/D（Record of Discussions）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

#### 4. 業務の範囲

本業務は、当該プロジェクトに係る R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 長期派遣専門家との連携

本プロジェクトの実施にあたっては、ベトナム側関係機関が多岐に亘ることから、事業全体の総括及び業務調整を担当する直営長期派遣専門家2名の派遣を予定している。長期派遣専門家は、実施機関である MONRE での執務を予定している。コンサルタントは JICA 主管部及び在外事務所の指示の下、これら長期派遣専門家と密接な情報共有を行い、協力してプロジェクト実施にあたること。

##### (2) コンサルタントと長期派遣専門家の業務範囲の区分

本プロジェクトはベトナムにおける地方省間の連携調整に基づく流域単位での水環境管理に必要な法制度の整備を主な目的とし、そのために必要となる技術的情報の収集、流域レベルでの課題の分析・整理、及び関係機関の能力強化を目的として、成果2の下でパイロットプロジェクト（PP）活動を行うこととしている。長期派遣専門家は成果1及び3に関連する活動を中心に担当する。コンサルタントは、成果2の活動を重点的に実施し、活動を通じて得られた情報や知見を生かし、JICA 主管部の指示の下、成果1及び成果3の関連活動項目について長期派遣専門家と協力し、技術情報の分析・整理また技術事項に関連した法制度案の作成支援等の担当業務を行う。

特に成果1の下での汚濁負荷量予測、汚染源インベントリ、データ共有システム等にかかる法制度文書の起案に際し、これら項目に関連する PP 活動の結果が十分に反映されるよう、長期派遣専門家と緊密に連携して業務を実施する。また、関係組織間の調整メカニズムの整備や、プロジェクト3年次に予定している法制度の最終承認プロセスは、C/P 機関や長期派遣専門家が中心となって実施することが想定されるが、これに対しコンサルタントは必要な技術情報の提供、資料の作成、提言等を通じ、成果の達成に貢献することとする。

長期派遣専門家との業務範囲の区分について、さらに適切と考えられる内容があれば、プロポーザルにて提案すること。

##### (3) プロジェクトの実施スケジュールに応じた作業工程の設定

本プロジェクトの協力期間は3年であり、R/D に示す通り、2年次末までに法制度案の起案と PP 活動を行う計画としている。プロポーザルにおいては、同スケジュールを考慮した作業工程を提案すること。具体的には2年次までに集中的に投入を行い、3年次には、先方 C/P 機関が主体となって行う成果3の下での法制度の最終承認プロセスに対する技術支援を行うことを想定する。

#### (4) ベトナム及び日本の関連法制度体系の理解に根差した法制度整備支援

MONRE は 2014 年に改正した環境保護法の下で関連政策を推進するため、日本の法体系における施行令や施行規則に相当する Decree 及び Circular の作成を進めている。本プロジェクトはこのようなベトナム政府の方針に沿って同国での流域水環境管理を進めるための Circular の策定を目指す事業であることから、業務実施にあたってはベトナムの環境分野における法体系、及び本技術協力の基盤となる日本の流域水環境管理に関連した環境法体系（環境基本法に基づく環境関連法。流域関連としては、河川法や水循環基本法等の法制度）についての十分な理解が求められる。

具体的には、プロジェクトで作成する Circular が、上位の法文書である環境保護法の内容に沿って各 DONRE における流域水環境管理政策の施行のあり方を示すガイドラインとなり、日本の関連法体系を参照しつつベトナムの流域水環境管理に適応可能な内容となるよう、必要な検討や工夫を行うこと。

#### (5) パイロットプロジェクト (PP) 活動の実施方針

成果 1 及び成果 3 が掲げるベトナムの地方省において実施可能な法制度の整備に向け、DONRE と共同で法制度の実行可能性を確認し、試行結果を参考資料として法制度整備にフィードバックすることを目的として、成果 2 の関連活動の一環として PP 活動を実施する。

PP 活動の内容としては以下の 4 分野を想定している。各モデル流域の現状と課題、及び想定される具体的な PP 活動については、配布資料「詳細計画策定調査報告書(案)」も参照すること。

- ① プロジェクト対象流域における汚濁負荷量予測
- ② 汚濁負荷量予測に基づく総量規制の検討
- ③ 排出源インベントリー作成
- ④ データ共有システムの検討（現行システムの確認及び改善に向けた検討）

上記①から③の活動を行う対象流域の範囲については、R/D の添付資料 (Annex 5) に示すとおり、ビンズオン省、ホーチミン市、ドンナイ省に跨るドンナイ川及びサイゴン川の両河川流域、ならびにタイグエン省、バクザン省、バクニン省に跨るカウ川流域の 2 カ所としている。また④については、対象地域の全地方省の DONRE との共同作業を想定している。

なお、汚染源データ等のデータベース構築支援に際しては、既に MONRE/VEA 下の環境モニタリングセンター (EMC) にて整備済みの基本的なデータベースを踏まえ、日本における関連技術を把握した上で、ベトナムに導入可能かつより適切と考えられる技術について提案することが求められる。また、流域水環境改善に資する日本の排水処理技術等についても情報を収集し、ベトナム側へ提供することが求められる。

以上の点を踏まえて、現時点で考えられる PP の計画案及び PP 実施上の留意点をプロポーザルにて示すこと。

#### (6) 現地再委託の活用

PP 活動の実施に際し、ローカルコンサルタントによって行うことがより効率的と考えられる業務については、可能な限り現地再委託による業務の実施を検討すること。具体的には、PP 活動関連作業のうち以下の項目について、現地再委託による実施を可

とする。これら以外の活動で現地再委託の可能性がある業務はプロポーザルで提案するとともに、必要な経費は別見積もりとすること。

- ・ 既存情報のレビュー
- ・ 小流域区分の提示
- ・ 汚濁負荷量原単位の設定
- ・ 小流域区分毎の負荷量の計算等の基礎的情報の収集計算
- ・ 汚染源インベントリーフォーマット作成
- ・ 主要汚染源の選定と抽出
- ・ 汚染源データの収集及び入力
- ・ データベースの構築
- ・ GISを用いた汚染源のマッピング等の基礎的情報収集及び整理
- ・ 啓発・広報活動

#### (7) 関係機関との密な連絡調整

プロジェクト実施機関として、MONRE 内の 2 つの関連部局、及び対象 7 地方市・省の DONRE に加え、対象地方省の市／省人民委員会 (City People' s Committee : CPC、Provincial People' s Committee : PPC) との関係構築が重要となる。また、その他幅広い関係機関を巻き込み、合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee : JCC)、タスクフォース、ワーキンググループ等の組織化による事業実施体制の構築を想定している。業務実施にあたっては、長期派遣専門家と連携してこれら関係機関との連絡調整を密に行うこと。具体的には、会議の開催、スタディーツアー、ニュースレター等広報媒体の発行等を通じ、プロジェクト進捗の情報共有、関連する政策の情報収集などを行い、関係機関間の円滑なコミュニケーションを推進すること。想定される連絡調整の活動やその方法についてプロポーザルにて提案すること。

#### (8) 関連する JICA 協力プログラム、及び他事業との連携

本プロジェクトは対ベトナム国別援助方針の事業展開計画において都市環境管理プログラムに位置付けられている。ベトナムの水環境改善に向けて、本プロジェクトでは流域単位での管理の導入、及びそのために必要な調整メカニズムの制度化を行い、もってベトナムの環境ガバナンスの改善に貢献することが期待されており、この点に留意する。併せて、同協力プログラムに関連し、JICA はベトナムの下水道セクターに対する円借款事業の展開を多数行っている。コンサルタントはこれら水環境関連インフラ整備協力事業の進捗を念頭に置き、本プロジェクトを通じて得られる流域管理に関する情報や成果について、他の関連事業との積極的な共有を行うこと。

#### (9) プロジェクト・デザイン・マトリクス (PDM) を基本としたベトナム側 C/P 機関との共同事業運営、及び柔軟性の確保

プロジェクトの運営については、PDM に沿ったベトナム側 C/P 機関との共同作業を基本とする。外部条件の変化等による PDM 上の記載に変更の必要が生じた際には、速やかに JICA に連絡し、PDM 改訂作業に協力する。なお、PDM に記載されている指標については、プロジェクト開始後に行う包括的な (個人、組織、制度・社会のレベルの) キャパシティ・アセスメントの結果を踏まえてベトナム側との間で十分な協議を行い、より具体的な指標に見直すこと。



なお技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

#### （10）キャパシティ・ディベロップメント（CD）の重視

コンサルタントは、本業務を通じて C/P の流域水環境管理に関する行政執行能力向上（キャパシティ・ディベロップメント：CD）の支援を行う。そのために制度・社会システム、組織、個人の流域水環境管理政策の立案と実施に係る能力の現状評価等を行い、その結果に基づいて必要な指導と助言を行い、技術移転を行う。技術協力業務の実施にあたっては、C/P 側の主体性と内発性を十分に尊重し、日本側専門家チームとの協働作業による調査、解析、計画策定及びその実践、報告（報告書作成や会議、セミナー発表など）を行うことに留意する。CD の詳細については、JICA 作成による「キャパシティ・ディベロップメント（CD）～途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して～」(JICA 図書館ウェブサイト(<http://libopac.jica.go.jp/>)からダウンロード可能]を参照すること。

#### （11）協議資料にかかる越語版（仮訳）の準備について

ベトナム側関係者と協議を行う資料については、英語版とあわせて越語版（仮訳）を作成して協議を行うこと。当該仮訳業務に想定される経費は、本見積もりに含めること。

#### （12）自立発展性の重視

プロジェクト活動の実施にあたっては、本プロジェクト終了後も先方政府が上位目標である「主要水域における流域水環境管理が VEA によって適切になされる」ことを目指して自立発展的に能力強化に取り組んでいけるように、ベトナム側のオーナーシップを助長するとともに、技術面、管理運営面、財政面に十分留意した協力を実施すること。

#### （13）広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をベトナム及び日本両国の国民及び事業者に正しく理解してもらえるよう、効果的な広報に努めること。また、ベトナムの国民が流域水環境の重要性を認識することも重要である。PP 活動で含まれている啓発活動以外に効果的な広報活動や啓発活動が考えられる場合、プロポーザル及び別見積もりにて提案すること。

#### （14）進捗監理を目的としたモニタリング及び運営指導調査

JICA はプロジェクトの進捗確認と促進に向けた取り組みとして、プロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的としてモニタリングシートを導入した。総括専門家と連携しながら、モニタリングシート（様式については配布資料参照）を C/P と共に半年ごとに作成することとする。また、プロジェクト終了1か

月前に事業完了報告書（様式については配布資料参照）を総括専門家及び C/P と共に作成する。

コンサルタントは、JICA が運営指導調査を実施する場合には、JICA が指示する資料について具体的データを用いて整理し提出すること。運営指導調査は、プロジェクトの詳細な計画の詰め、見直しが必要な場合や実施運営状況の把握、実施運営上の問題点が発生している場合に JICA が実施する調査であり、コンサルタントは同調査の実施に総括と連携しつつ協力すること。

## 6. 業務の内容

コンサルタントは、以下に示す想定される活動内容を勘案し、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法及び R/D に添付されている PO (Plan of Operation) に基づき、具体的な作業工程をプロポーザルにて提案すること。

### 【全成果共通】

#### (1) キャパシティ・アセスメントと活動内容の具体化、修正版 PDM・PO の作成

実施機関のキャパシティの課題とプロジェクトによる改善効果を把握するために、プロジェクト開始直後に初回のキャパシティ・アセスメントを実施する。その結果に基づき、各成果の下の活動項目である技術支援計画の作成、及び PP を含むプロジェクト活動内容の具体化を行うとともに、PDM の指標のベースライン及び目標値を決定し、修正版 PDM 及び PO を作成し、JICA との協議を踏まえて最終化する。

また、プロジェクト終了時前 6 ヶ月を目途に再度キャパシティ・アセスメントを実施し、結果をとりまとめる。キャパシティ・アセスメントの具体的な項目や方法については、プロポーザルにて提案すること。なお、主観的のみならず客観的な方法を取り入れること。

#### (2) インセプションレポートの作成と JCC の開催

詳細計画策定調査報告書（案）及び上述のキャパシティ・アセスメントの結果等を踏まえ、プロジェクト実施の基本方針・方法、詳細な業務工程計画を作成し、これらを修正版 PDM 及び PO とともにインセプションレポート（案）に取りまとめる。内容につき JICA 主管部、ベトナム事務所及び長期派遣専門家と協議の上、JCC を開催し、ベトナム側関係者に対し同レポート（案）の説明と意見交換を行い、協議結果を反映させたインセプションレポートを最終化する。（注：インセプションレポートは、契約締結から起算して 10 営業日以内に提出することになる「業務計画書」とは異なり、キャパシティ・アセスメント結果を踏まえたより詳細な計画になる。）

#### (3) 研修員受入に係る業務

プロジェクト目標及び成果を達成するために本邦での実施が必要と思われる研修を「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2014 年 4 月）」に従って実施する。具体的な研修内容については、現地での活動開始後に実施するキャパシティ・アセスメントの内容を踏まえ、関係者のニーズに応じて作成することとする。研修員受入はプロジェクト期間中 3 回実施することとし、下記の業務を担当する。

(研修員の本邦受入に係る担当業務)

- ・研修カリキュラムの策定
- ・研修受入先選定、内諾取り付け
- ・各研修候補者が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び取り付け支援
- ・研修受入先との日程及び研修内容の調整
- ・研修の実施（経費精算を含む）
- ・研修成果の業務への活用促進

本契約業務で求められる成果を達成するために必要と思われる研修について、その研修内容、時期、期間、人数、実施期間等をプロポーザルで提案すること（別見積もり）。なお、研修先、研修内容及び研修参加者については、実施機関及び JICA と相談の上、最終決定する。

(4) 現地スタディーツアーの実施

流域水環境管理に関連した C/P 機関以外の関連組織との連携強化やキャパシティ向上を目的として、ベトナム国内の流域水環境管理の現地視察を中心としたスタディーツアーを行うこととしている。スタディーツアーはプロジェクト期間中 2 回実施し、1 回あたりの日程は 2~3 日程度を想定しているが、本スタディーツアーの内容についてはプロポーザルにて提案すること（別見積もり）。なお、最終の実施内容はプロジェクト開始後実施機関と協議の上決定する。

(5) ベトナム側関係機関に対する各成果の情報発信

本プロジェクトでは、PDM 上の成果毎の活動項目に示すとおり、関係機関に対する活動結果の情報発信を成果毎に行うこととしている。その目的は本プロジェクトの成果を広く共有するとともに、関係機関からのコメントを収集することであり、対象機関は JCC やタスクフォース (Task Force:TF) のメンバー機関以外の関係機関とする。本活動は、各成果につき 1 回ずつのワークショップ形式での実施を想定している。コンサルタントは、長期派遣専門家と連携し、資料作成から活動実施までを行うこと。

(6) 進捗監理モニタリング、プロジェクト業務進捗報告書 (PR) の作成

プロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的として、事業進捗モニタリングシート(様式については配布資料参照)を C/P と共に半期ごとに作成し、JICA に提出する。また、プロジェクト中盤において活動進捗状況とその後の活動計画を PR として取りまとめる。同報告書は、JICA の事前了承を得た上で、JCC で協議し、確定するものとする。

(7) 事業完了報告書 (案) (DFR) 及び事業完了報告書 (FR) の作成

プロジェクト活動内容及び成果を DFR に取りまとめ、JICA の事前了承を得た上で、JCC で協議した結果を反映し、FR として JICA に提出する。成果品については総括専門家とも連携し、協力して作成にあたること。

【成果 1 に関する活動】

(8) 流域水環境管理の法制度案の作成に関する支援業務

- 1) 現状の関連法制度整備の進捗のレビュー及び課題の抽出

ベトナムでは水環境管理分野において数多くの法文書が制定されており、MONRE 以外の他省庁が所掌する法制度も少なくない。流域水環境管理に関係するこれら法制度のレビューを行い、法制度整備の進捗状況や法律同士のオーバーラップ等の課題を抽出する。

## 2) 法制度案の作成に必要な技術情報の整備と提供

後述する成果 2 の関連活動項目の実施を通じて得られる情報や知見を基に、成果 1 を中心に担当する総括専門家と連携し、法制度案の作成に必要な技術的な情報や資料の収集整理を行うこと。特に、PP 活動の実施を通じて得られる現場レベルで法律を施行する DONRE のキャパシティや関連する技術の情報について整理し、法制度の技術的根拠となる資料の取りまとめを行うこと。

### 【成果 2 に関する活動】

#### (9) PP 活動の計画及び実施

##### 1) キャパシティ・アセスメントの実施、及び PP 活動の実施計画の作成

PP 活動の実施に当たり、PP を中心的に担う C/P 機関及び関係者のキャパシティ・アセスメントを行い、改善すべき課題と CD のニーズを把握し、PP 活動の実施計画を作成する。なお、全成果共通で実施するキャパシティ・アセスメントと同時期に実施するか、PP 実施前に別途実施するかは、プロジェクト開始後に先方と協議の上決定する。PP 活動の内容については、詳細計画策定調査報告書（案）等を参考に検討し、プロポーザルにて提案すること。

##### 2) タスクフォース (TF) 及びワーキンググループ (WG) の形成

PP 活動の実施にあたっては C/P 機関である MONRE の WENID 及び ESI、各地方省の DONRE との共同作業が求められることから、PP 全体の進捗管理を行う TF、及び PP の活動実施を担当するワーキンググループ (Working Group: WG) を、プロジェクト開始時に形成することとしている (組織メンバーについては R/D を参照)。TF 及び WG とも、流域ごとに各々立ち上げ、特に PP 活動では WG を中心として活等を行う予定である。コンサルタントはプロジェクト開始時に予定している TF 及び WG の組織化に必要な連絡調整や人員配置の促進を C/P 機関ならびに長期派遣専門家と協力して行うこと。

##### 3) PP 管理事務所の運営管理

PP 管理事務所として、現時点ではカウ川流域、ドンナイ川流域から 1 地方省ずつ選定し、DONRE 内に執務室を設置する予定としている。

PP 管理事務所を設置する地方省の選定、及び当初の執務室準備に関しては、長期派遣専門家が先方関係機関との調整を行うが、業務開始後の PP 管理事務所の機能及び執務室の運営管理、及びそれに関する DONRE との調整や協議については、コンサルタントが主体的に対応する。

##### 4) PP 活動の実施

上記 1) で作成した PP 活動の実施計画に沿って、上記 2) で形成した TF の

MONRE/VEA 及び DONRE 職員と協働し、WG が中心となって実施する PP 活動を支援する。その際、WG の能力強化と自立発展性に配慮し、先方関係機関に対して可能な限り技術移転を行うと同時に、先方関係機関による主体的な活動実施を促す。例えば総汚濁負荷量算定においては、適用可能なシミュレーションモデルを示した上で、実際の数値の入力作業や算定作業は WG メンバーが行うなど、作業分担に配慮する。

R/D に記載された想定される PP 活動内容を踏まえ、ベトナムにおける流域水環境管理の法制度制度のために必要な PP 活動について、プロポーザルにて記載すること。

### 【成果 3 に関する活動】

#### (10) 法制度の最終化プロセスの支援

##### 1) 活動結果の法制度案への反映、及び PP 活動の結果や教訓のとりまとめ

プロジェクト活動の実施を通じて得られた知見や教訓を成果 1 で作成した法制度案に反映し、法制度の最終案のとりまとめを支援する。また、PP 活動により得られた結果や教訓については、法制度制定後の施行をサポートするための参考資料とすることを想定し、別途資料に取りまとめること。

##### 2) 制定された法制度の迅速な施行に向けたアクションプランの作成

法制度が制定された後の関係実施機関による法律の施行を速やかに開始するため、各法制度について、実施機関の明確化、所掌範囲の設定、実施スケジュールを網羅したアクションプランを作成する。

##### 3) 法制度案の最終承認プロセスの支援

R/D の Appendix 2: Main Points Discussed に示すベトナムの所定の法制度の承認プロセスに則り、プロジェクト 3 年次に C/P 機関が中心となり、政府関係機関を対象としたワークショップやセミナーの開催、パブリックコメント取付等の活動を行う予定である。コンサルタントは、総括専門家と連携し、これら承認プロセスに対する支援を行う。具体的には、検討過程において関係機関から出されるコメントに対する回答案の作成支援、技術的情報の提供などを通じ、承認プロセスが遅滞なく円滑に進むよう支援する。

#### (11) 流域水環境管理の強化に向けた追加的な制度や政策案の提言

流域水環境管理の強化に向けては、今回プロジェクトで作成する法制度に加えて、補助金制度や資源の共有化などの追加的な制度の必要性が想定される。そのため、本プロジェクトの活動を通じて得られた教訓をまとめ、流域水環境管理の更なる強化のためにプロジェクト終了後にベトナム側が実施することが望ましい制度や政策について、C/P 機関とも十分協議の上、提言に取りまとめる。

#### (12) 統合水資源管理の導入に向けたロードマップ案の作成と提言

2013 年制定の水資源法に沿って統合水資源管理を導入するベトナムの国家方針に鑑み、本プロジェクト成果を踏まえ、今後ベトナムが統合水資源管理に向けて取り組むべき事項をまとめたロードマップ案の作成を行い、MONRE 及び関係機関に対し提案する。作成に当たっては、環境保護法や水資源法など関連の法制度や、既存の

アクションプラン等の各種政策及び計画に沿った内容とする。なお作成に際しては本プロジェクトの直接の C/P 機関に加え、水資源法の所轄部局である MONRE の水資源管理局 (Department of Water Resource Management: DWRM) に加え、農業灌漑を所轄する農業農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development : MARD) などの関係機関からの十分な情報収集や意見交換を実施すること。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。それぞれ7. 成果品等(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結から起算して10営業日以内	和文：3部 英文：10部 越文：10部
インセプションレポート	業務開始から約3ヵ月後 (2016年2月)	和文：3部 英文：20部 越文：20部
事業進捗報告書(PR)	業務開始から約15ヵ月後 (2017年2月)	和文：3部 英文：20部 越文：20部 CD-R：3枚
事業完了報告書(案)(DFR)	業務開始から約34ヵ月後 (2018年10月)	和文：3部 英文：20部 越文：20部
事業完了報告書(FR)	契約終了時 (2018年12月)	和文：3部 英文：20部 越文：20部 CD-R：3枚

FRについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

#### ア) インセプションレポート記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) キャパシティ・アセスメントの実施方針及び実施方法
- c) キャパシティ・アセスメントの結果
- d) プロジェクト実施の基本方針
- e) プロジェクト実施の具体的方法
- f) プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- g) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- h) 業務フローチャート
- i) 要員計画
- j) 先方実施機関便宜供与負担事項
- k) その他必要事項

#### イ) PR、DFR及びFR記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)

- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（PRのみ）
- g) PP活動の進捗状況、結果及び教訓

添付資料（和文版に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

注) d)、e)及び⑥の引渡しリストはFRのみに記載

上記報告書記載項目と事業進捗モニタリングシートに記載の項目が重複する場合は、事業進捗モニタリングシートを上記報告書の添付資料とすることができる。

## (2) 技術協力成果品等

コンサルタントが作成を支援する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、FRに添付して提出することとする。

- ア 法制度整備に当たって作成を行う技術関連資料
- イ 最終法文書（案含む）
- ウ パイロットプロジェクト活動報告
- エ 関連法制度の実施に向けたアクションプラン
- オ 総合水資源管理に向けたロードマップ案
- カ 流域環境管理支援政策案

## (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート



### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2015年11月に開始し、約36ヶ月後の2018年10月の終了を目処とする。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体 約75M/M

##### （2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野は以下を想定しているが、業務内容および業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- a) 総括/流域環境管理（2号）
- b) 水質モニタリング及びシミュレーションモデル解析（3号）
- c) 汚染源インベントリー（PSI）及びインスペクション技術（3号）
- d) 汚濁負荷量分析
- e) 汚濁発生源対策技術
- f) 水資源管理
- g) 水環境行政（公害補償制度含む）
- h) 行財政制度
- i) データ管理
- j) 情報公開及び環境啓発

#### 3. 相手国の便宜供与

##### （1）C/Pの配置

##### （2）事務所スペースの提供

#### 4. 配布資料及び参考資料

##### 【配布資料】

- ・先方政府との合意文書（R/D）
- ・詳細計画策定調査報告書（案）

##### 【参考資料】

本業務に関する参考資料として、以下の資料が JICA 図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・開発課題に対する効果的アプローチ：水質汚濁
- ・連携促進事業(クリーナープロダクション)報告書
- ・ベトナム国 全国水環境管理能力向上プロジェクト中間レビュー報告書
- ・ベトナム社会主義共和国 全国水環境管理能力向上プロジェクト運営指導調査報

## 告書

- ・ベトナム社会主義共和国 全国水環境管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書

### 5. 業務用機材

カウ川流域業務は VEA の C/P と共同で行う作業が多く、ハノイと対象地域の間での頻繁な移動が想定されるため、車両を借り上げる場合と購入する場合で必要経費を比較し、合理的と判断される場合には購入することも可能とする。その場合、プロポーザルにて車両購入予算を本見積りに含めること。これ以外に小額の機材購入の可能性も考えられるが、業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案し、別見積りに含めること。

### 6. 現地再委託

成果 2 に関する業務については、現地再委託による実施を可能とする。再委託を想定している業務内容は、6. 業務内容に記載のとおりであるが、その他に現地再委託を想定している項目があれば、プロポーザルにて提案すること。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（平成 24 年 4 月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

### 7. その他留意事項

#### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

#### (2) 安全管理

現地作業期間中は 安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、外務省や JICA 等のホームページを通じ、効率的かつ適切に情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、JICA スリランカ事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

#### (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上